

副 本

平成27年(ワ)第13029号 TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征ほか1054名

被告 国

答 弁 書

平成27年8月31日

東京地方裁判所民事第17部合議B係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参 事 官 保木 本 正 樹

法務省訟務局民事訟務課

局 付 福 澤 純 治

局 付 岸 田 二 郎

法務専門官 川 上 洋 一

第一係長 稲 積 孝 志

法務事務官 石 原 裕 二

法務事務官 井 上 莉 恵

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 安元宛て）

(電話 03-5213-1293)

(FAX 03-3515-7308)

部 付 田 邊 昌 紀(代)

訟務官 安 元 晶 子(代)

訟務官 松 井 和 彦(代)

〒100-8968 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

内閣官房TPP政府対策本部

内閣参事官 矢 田 真 司(代)

企画官 吉 田 竹 志(代)

参事官補佐 佐々木 新 平(代)

参事官補佐 日 笠 紘(代)

主査 加 本 善 紀(代)

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項及び第2項（いざれも平成27年7月7日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの。以下同じ。）の訴えをいざれも却下する
- 2 請求の趣旨第3項の請求をいざれも棄却する
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、請求の趣旨第3項につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始日を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 請求の趣旨第1項の訴え（差止請求）が不適法であること

(1) 請求の特定を欠くため不適法であること

平成27年7月7日付け訴状訂正申立書の別紙原告目録における原告番号1（原中勝征）ないし同11（山本太郎）の原告ら（以下「原告原中ら11名」という。）は、請求の趣旨第1項において、被告に対し、環太平洋戦略的経済連携協定（以下「TPP協定」という。）に関する交渉の差止めを求めている（以下「本件差止請求」という。）。

この点、民事訴訟における一般原則として、原告らが判決を求める内容、すなわち原告らの請求が特定されていなければならないことはもとより（民事訴訟法133条2項2号、民事訴訟規則53条1項前段参照），本件差止請求が、被告に対して不作為の命令を求めるものである以上、当該不作為の内容が特定されていなければならないことは、当然のことである。

しかしながら、「交渉」とは、一般的に「相手と取り決めるために話し合

うこと」（新村出編・広辞苑〔第6版〕943ページ）や、「対等の地位に立つ当事者が、相互の利害関係事項について協議し決定するために折衝すること」（吉国一郎ほか編・法令用語辞典〔第9次改訂版〕254ページ）などを意味するところ、TPP協定に係る利害関係事項は多岐にわたり、同協定に関して被告が行う話合いないし協議、折衝は、国内外の様々な場面で行われるものであって、TPP協定に「関する」「交渉」と一口に言っても、その概念の外延はおよそ不明確というほかない。そうすると、結局のところ、本件差止請求は、誰が誰に対していかなる行為をすることを差し止めようとしているのかが不明であって、差止請求の対象となる行為とそうでない行為とが識別できないといわざるを得ない。

したがって、本件差止請求は、請求の特定を欠く不適法な訴えである。

(2) 民事訴訟手続によることが不適法であること

上記(1)のとおり、本件差止請求は請求が特定されているとはいえないし、さらに、本件差止請求は、内閣の行う条約締結及びそれに向けての外交交渉行為の差止めを求めるものであるから、かかる行為の差止めを民事訴訟手続において求めることはできず、いずれにせよ本件差止請求は不適法な訴えである。

すなわち、我が国の憲法上、「外交関係を処理すること」（73条2号）及び「条約を締結すること」（同条3号本文）は、いずれも内閣の職務の一つであって、行政権の行使そのものであるから、本件差止請求は、必然的に、内閣の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである。

そうすると、このような行政権の行使に対し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であることは確立された判例である（最高裁昭和56年12月

16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ、同裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643ページ)。

したがって、本件差止請求は、民事訴訟手続においてすることのできない不適法な訴えである。

2 請求の趣旨第2項の訴え（違憲確認請求）が不適法であること

(1) 請求の特定を欠くため不適法であること

原告原中ら11名は、請求の趣旨第2項において、TPP協定に関する交渉をすることが違憲であることの確認を求めていいる（以下「本件違憲確認請求」という。）。

この点、本件差止請求について上記1(1)で述べたのと同様に、本件違憲確認請求についても、違憲を確認するべき対象となる行為の内容が特定されていなければならない。

しかしに、上記1(1)で述べたとおり、TPP協定に「関する」「交渉」という概念の外延はおよそ不明確というほかなく、結局のところ、本件違憲確認請求は、誰の誰に対する、いかなる時点の（例えば、過去の交渉の違憲確認を求めていいるのか、将来の交渉の違憲確認を求めていいるのか等。）、いかなる行為が憲法に違反することの確認を求めていいるのか不明であるといわざるを得ない。

したがって、本件違憲確認請求は、請求の特定を欠く不適法な訴えである。

(2) 確認の利益を欠くため不適法であること

ア 民事訴訟制度は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係をめぐる紛争を解決することを目的とするものであるから、確認訴訟における確認の対象は、当事者間における現在の具体的な権利義務ないし法律関係でなければならず、かかる対象を欠く確認の訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法となる。最高裁判所も、確認の訴えは、現に、原

告の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在し、これを除去するため被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に限り許されると判示している（最高裁昭和30年12月26日第三小法廷判決・民集9巻14号2082ページ参照）。

イ これを本件についてみると、上記(1)のとおり、本件違憲確認請求は確認対象自体が特定されていないが、仮に、原告原中ら11名が違憲確認を求める対象を更に特定したとしても、次に述べるとおり、その請求内容は、およそ現在の権利義務ないし法律関係の確認の主張とはなり得ず、上記原告らの法的地位の危険や不安を解消するために確認判決を得ることが必要かつ適切ともいえないから、やはり確認の利益は認められない。

すなわち、原告原中ら11名は、「被告が交渉を続けているＴＰＰが必然的に原告らの生命、健康に対する権利を初めとする基本的人権を侵害することから、（中略）ＴＰＰ交渉が違憲であることの確認を求める」（訴状第1章第3・10ページ。ゴシック体は引用者による。以下同じ。），「原告らはＴＰＰによって、具体的に権利を侵害される者たちであり、ＴＰＰ交渉が日本国憲法に違反することの確認の利益を有する」（同第5章第3の3・74ページ）などと主張している。

しかしながら、ＴＰＰ協定は、いまだ締結されておらず、これが存在していないことはもとより、当然のことながら、ＴＰＰ協定を踏まえた我が国の国内法の改正、施行等も行われていないのであって、原告原中ら11名の権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在せず、同人らの法的利益は何ら侵害されていない。加えて、そのようなＴＰＰ協定に関する交渉自体によって、被告と原告原中ら11名との間に何らかの具体的な権利義務ないし法律関係が創設、変更等されるものでないこともまた明らかである。そうすると、原告原中ら11名がＴＰＰ協定に関する交渉につき、るる述べるところは、結局のところ、ＴＰＰ協定に関する

る交渉行為によって、これに反対している同人らの主義が容れられず、個人的な心情が害され、あるいは不安の念を抱いたという域を出ないのであって、同人らの権利ないし法的利益が侵害されるものではない。

したがって、TPP協定に関する交渉によって、現に、原告原中ら11名の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、TPP協定に関する交渉が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争を解決することにもつながらないから、被告に対し確認判決を得ることが必要かつ適切であるとは到底いえず、確認の利益が認められないことは明らかである。

この点、総理大臣が靖国神社に参拝した行為の違憲確認を求めた事案に關し、最高裁判所平成18年6月23日第二小法廷判決（集民220号573ページ）が、当該事案における上告人ら（一審原告ら）が自己の心情ないし宗教上の感情が害されて不快の念を抱いたとしても、当該上告人らに法的利益の侵害があったとはいえないとした上で、「なお、以上のことからすれば、本件参拝が違憲であることの確認を求める訴えに確認の利益がなく、これを却下すべきことも明らかである。」と判示していることは、本件にも正に妥当するというべきである。

ウ 更にいえば、原告原中ら11名が、TPP協定に関する交渉によって何らかの法的利益が侵害されたというのであれば、これを理由として国家賠償請求を求めれば足りるところ、現に、原告原中ら11名は、本訴において、かかる理由により国家賠償請求訴訟を提起しているのであるから、これとは別個にTPP協定に関する交渉行為の違憲確認判決を求めることが必要かつ適切であるとは到底いえず、やはり確認の利益は認められない。

(3) 法律上の争訟に該当しないため不適法であること

上記(1)のとおり、本件違憲確認請求は、およそ請求が特定されていると

はいえないが、上記請求をどのように解するにせよ、原告原中ら11名は、将来締結される可能性のあるTPP協定が憲法に違反することを不可欠の前提として上記請求をしたものとみられるから、その当否を判断するためには、結局のところ、TPP協定自体が違憲か否かを判断しなければならないことになる。しかしながら、そのような請求は、「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）に該当しないことが明らかであるから、いずれにせよ本件違憲確認請求は不適法である。

すなわち、裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により最終的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和27年10月8日大法廷判決・民集6巻9号783ページ、同裁判所昭和41年2月8日第三小法廷判決・民集20巻2号196ページ、同裁判所昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ、同裁判所平成元年9月8日第二小法廷判決・民集43巻8号889ページ、同裁判所平成3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518ページ等）。したがって、訴えの内容が、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争でない場合や、法令の適用により最終的に解決することができない場合、当該訴えは、裁判所の審判の対象とならず、不適法として却下を免れないところ、本件違憲確認請求は、いまだ締結されていないTPP協定自体について仮定的、抽象的に違憲審査を求めるに帰するものであり、これが具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争でないことは明らかであつて、具体的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも乖離することになる。

したがって、本件違憲確認請求は、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」

に該当するとはいはず、この点からしても不適法である。

第3 被告の主張

被告の主張は、追って提出する準備書面により明らかにする。